

## 付 議 第 3 号

### 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則第2条第3号（平成4年教育委員会規則第1号）の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則**

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則  
議案説明

1 改正の目的及び内容

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内での義務教育学校の設置が予定されていることに伴い、市町村が設置する学校の種類に義務教育学校を追加しようとするもの。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

本則

本則

(定義)

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 略

(1) 略

(2) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)(次条第2項において「市町村立学校等」という。)又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下「県立学校」という。)に所属する者であること。

(2) 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)(次条第2項において「市町村立学校等」という。)又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下「県立学校」という。)に所属する者であること。

(3)～(6) 略

(3)～(6) 略

2 略

2 略